

総務省統計局・政策統括官室、統計センター提出資料

- 資料 1 指定統計調査の民間開放に係る取組状況、今後の進め方について・・・1
- 資料 2 科学技術研究調査における民間競争入札の実施状況について・・・・・・3
- 資料 3 国勢調査の符号格付の試行的な民間委託について・・・・・・4
- 資料 4 統計法案のポイント、統計法案の概要・・・・・・9
- 資料 5 民間委託推進に関する検討会議・WGの開催実績・・・・・・12
- 資料 6 「統計調査の民間委託に係るガイドライン」改定（案）の骨子・・・・13

指定統計調査の民間開放に係る取組状況、今後の進め方について

1. 19年度の周期調査（就業構造基本調査、全国物価統計調査）について

(1) 関係法令改正等

統計法施行令改正 公布・施行（2月21日）

就業構造基本調査規則改正 公布・施行（2月23日）

全国物価統計調査規則改正 公布・施行（3月6日）

福井県において、事務処理特例条例改正 公布（3月9日）（施行日は4月1日）

(2) 実施地方公共団体との調整、実施準備等

統計局研究会で議論した仕様書モデル例等、入札実施に向けて必要と考えられる情報を提供し、県、市町と意見交換を継続中

実施市町における入札実施に向け、さらに調整、準備を進める

2. その他の指定統計調査の取組について

現在、統計局の研究会（統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会）では、報告書取りまとめに向け議論中。報告書は4月中に公表予定。

この報告書は、民間開放に当たっての考え方、課題や留意点等について、研究会の議論の集約を図るもの。

統計局としては、引き続き、公共サービス改革基本方針に沿って、民間開放に向けた検討を進める。研究会報告等が出た後、改めて、統計局として19年度中の検討課題・体制、スケジュール等を具体化する予定。

《報告書に盛り込む事項として、現在議論されている内容》

これまで研究会で議論してきた基本的な考え方の集約、整理

個人企業経済調査をモデルとした試験調査の結果分析

上記試験調査の結果分析等を踏まえ、今後の取組に向けて、さらに検証を行う

必要がある点の整理

民間開放を行う際の「基準・条件」について、これまで研究会で議論してきた

内容の集約、整理 等

科学技術研究調査における民間競争入札の実施状況について

1 実施要項関係

入札監理小委員会において実施要項(案)審議 (11/29、12/13、1/15)

実施要項(案)の意見募集 (1/12 ~ 1/25)

特に意見等なし。意見募集の結果公表 (1/31)

官民競争入札等監理委員会への実施要項(案)の附議・答申 (1/30)

実施要項の公表 (1/31)

2 入札手続関係

入札公告の実施 (1/31)

入札説明会の実施 (2/9)

5 社出席

入札書類の提出期限(2/28)

2 社から応札あり

企画書の評価等 (3/30まで)

入札書の開札及び落札者の決定 (4/2 予定)

国勢調査の符号格付の試行的な民間委託について

符号格付の民間開放に向け国勢調査の一部業務を試行的に民間委託することを決めた「独立行政法人統計センター業務の民間開放について」を平成 18 年 11 月 17 日に取りまとめ。

～ 抜粋 ～

(2) 符号格付（実証的な検証）

対象業務

符号格付業務の民間開放の具体化に向けて、民間事業者が業務を実施した場合の結果精度や、民間開放による効率化の効果等について、実際に業務を民間事業者に委託し、統計センターの実績と比較すること等により、実証的に検証することが必要である。

このため、ア) 統計局所管の調査で最も多く用いられる符号格付（産業、職業分類）を処理するものであること、イ) 大規模周期調査に伴う規模の大きな製表業務であることを考慮して、平成 17 年国勢調査の抽出詳細集計の一部の符号格付業務を対象に、実際の製表業務の一部を試行的に民間事業者に委託し、実証的な検証を行うこととする。

スケジュール

上記実証的な検証の取組は、平成 19 年度の組織・業務全般の見直しにも資することが可能なスケジュールで実施する必要がある。このため、平成 18 年度中に入札を行い、平成 19 年度前半までに結果の把握・検証を完了させることとする。



公共サービス改革基本方針（再改定）にて同趣旨の内容を平成 18 年 12 月 22 日に閣議決定

< 別表 >

(独) 統計センターの実施している業務について、民間開放を推進する。具体的には、平成 19 年度に行われる(独) 統計センターの組織・業務の見直しに資するよう、符号格付業務の民間開放の具体化に向けた実証的な検証を同年度前半までに完了する、調査票の受付・整理、データ入力、符号格付以外の業務の民間開放に対する考え方を同年 6 月末までに整理する。

これらについては、監理委員会と連携して、そのための具体的検討を行う。



事業の実施（入札、実施、検証）

…別紙 1、2

< 検証のポイント >

- ・ 民間事業者の品質（精度）
- ・ 民間事業者のコスト

< スケジュール >

…別紙 3

- | | |
|----------------|-----------------|
| ・ 平成 19 年 1 月末 | 入札（完了） |
| ・ 4 月～ 5 月 | 事業期間（民間事業者） |
| ・ 6 月中 | 結果検証（統計センター） |
| ・ 7 月中 | 結果とりまとめ |
| ・ 8 月 | 組織・業務の見直し当初案に活用 |

国勢調査の符号格付の試行的な民間委託の概要

別紙1

3社、
統計センター



符号格付

目標
97%

格付精度の検証
(統計センターで全数検査)

委託内容 : 公表集計に直接用いる産業・職業小分類格付業務(アフターコーディング)

事業実施者: 3社及び統計センター

委託規模 : 千葉県抽出世帯約226,000を対象
(4地区に分割、1社1地区、1地区約5万6千世帯)

資格制限、発注方法

- ・Pマーク、ISMS認証の取得
- ・価格の低い3社に同程度の分量の業務を委託

業務処理の手法

- ・業務処理の手法は目標を達成するよう受託者が企画
- ・業務仕様書のほか、統計センターで利用している資料(事例集等)を提供

履行場所(任意)

希望した会社には会議室を無償貸与

品質設定(目標精度)

- ・目標精度:97%
(統計センターの全国平均実績)

コストの検証方針

- ・入札価格ではなく、業務実施後の投入量実績を基に民間事業者のコストを把握
- ・品質(達成精度)が低い場合、品質維持のために要する費用も計上し、トータルコストを算出

モニタリング

- ・定期的に統計センター職員がモニタリングを実施
- ・業務日報により実施状況を把握

成果物の質の検証

- ・試行的な取組であることから、全数検査を行い民間事業者の能力を把握するとともに公表集計の精度を確保
(試行的な取組における特例措置)

比較対象(統計センター)

統計センターも並行して同業務を実施することにより、比較データを収集

委託手法の検証

業務実施後、実施事業者に十分なヒアリングを行い、委託手法全般についての改善点等を把握予定

1．入札に向けて

1月12日に官報、インターネット、庁舎内掲示板により入札を公告

2．入札説明書を受領した事業者

公告後、1月17日に入札説明会を実施。これに参加するなど入札説明書を受領した事業者は12事業者。内訳は以下のとおり。

	事業者数
調査系企業	3社
人材派遣系企業	6社
情報処理系企業	3社

3．入札参加事業者及び落札事業者

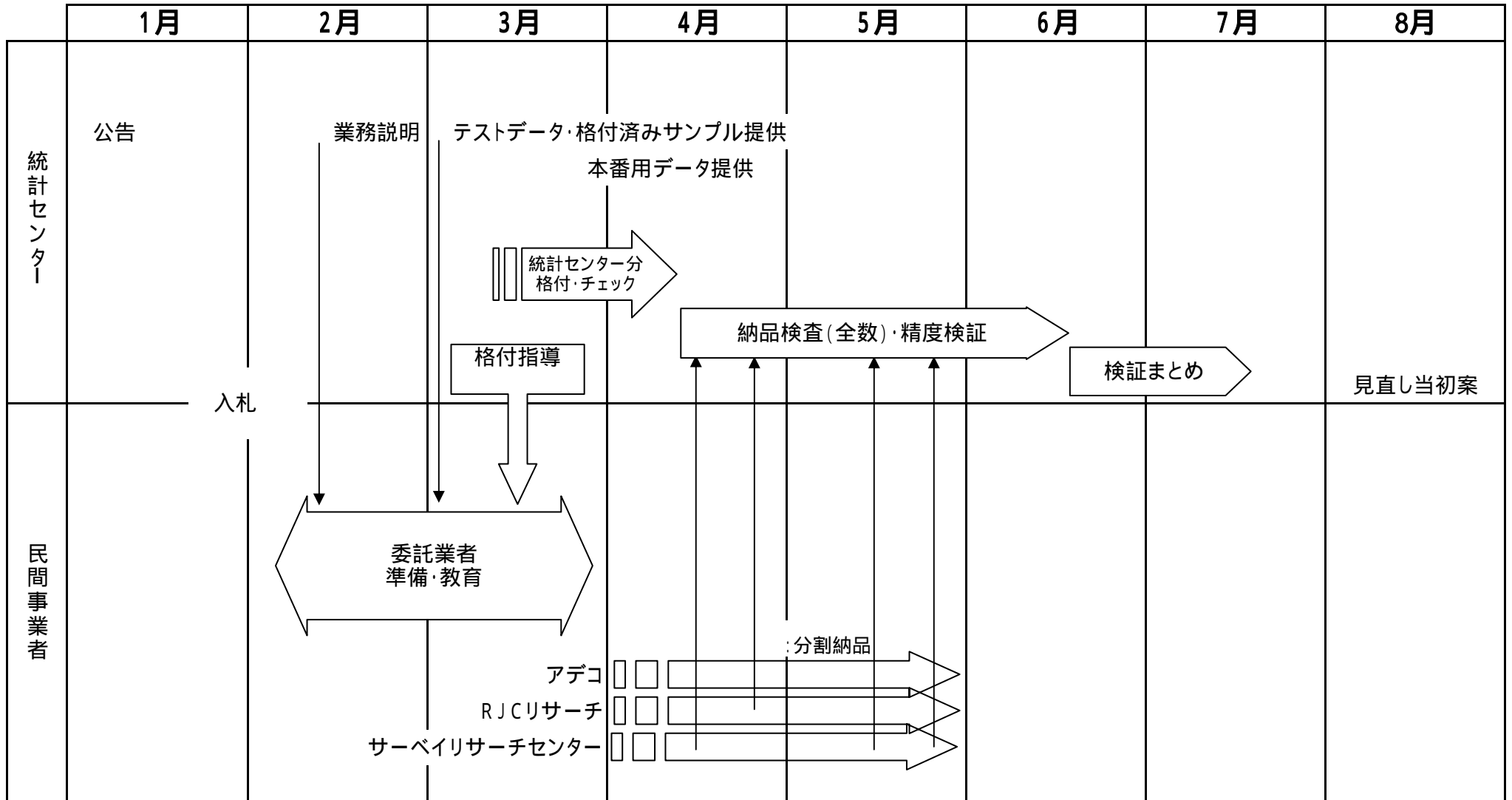
1月25日に入札を実施。入札に参加した事業者は4社（調査系3社、人材派遣系1社）で、落札事業者は以下のとおり

	会社名
調査系企業	(株)RJC リサーチ (株)サーベイリサーチセンター
人材派遣系企業	アデコ(株)

落札事業者及び事業実施計画の概要

	(株)RJC リサーチ	アデコ(株)	(株)サーベイリサーチ センター	統計センター
資本金	1200 万円	55 億 6000 万円	6000 万円	-
従業員数	35 名	2300 名	181 名	900 名
主な事業	調査会社	人材派遣業	調査会社	-
資格	P マーク	P マーク	P マーク	-
実施体制	監督者：1 名 管理者：3 名 格付・チェック：25 名 40 日以内で完了する予定	監督者：1 名 管理者：1 名 格付・チェック：15 名 40 日以内で完了する予定	監督者：2 名 管理者：2～3 名 格付：10 名 40 日以内で完了する予定	リーダー：4 名（常勤職員） 格付：30 名（非常勤職員） チェック：18 名（常勤職員） 18 日以内で完了する予定
方法	格付後、人を替えて全 数チェックを行い妥当性 の判定フラグを付与 判定フラグを正社員 （2 名）が確認	格付後、人を替えて全 数チェック 監督者、管理者が更に 検査	ベリファイ格付でマッ チング マッチングによる訂正 の後、サンプリングチェ ック	格付後、人を替えて全 数チェック
実施場所	統計センター内	自社（豊島区）	自社（江東区）	統計センター内

平成17年国勢調査抽出詳細集計 産業・職業小分類符号格付業務 試行的な民間委託のスケジュール



統計法案のポイント

～「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へ～

背景

統計制度改革検討委員会(内閣府)

- ・統計の体系的整備
- ・「司令塔」機能の強化

統計法制度に関する研究会(総務省)

- ・統計調査の民間委託の推進
- ・統計データの二次的利用の促進

経済財政運営と構造改革に関する 基本方針2006(H18.7.7閣議決定)

(統計制度改革)

統計法制度を抜本的に改革する
ための法律案を次期通常国会に
提出

概要

公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画の策定、統計データの利用促進に関する措置等を内容とする、現行統計法の全部改正(統計報告調整法の廃止)を行う。

1. 公的統計の体系的整備

公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、**基本的な計画**を閣議によって決定することを法定化(おおむね5年ごとに変更)

国勢統計、国民経済計算及び行政機関が作成する統計のうち重要なものとして総務大臣が指定した統計を**基幹統計**として位置づけ、作成・公表に関して必要な規定を整備

基幹統計調査について、報告義務やかたり調査の禁止などの規定を整備

2. 統計データの利用促進と秘密の保護

委託に応じた集計による統計の提供、匿名性の確保措置を講じた調査票情報(匿名データ)の提供に関する規定を整備

調査票情報等の適正管理義務、守秘義務や目的外利用の禁止(罰則付き)などの規定を整備。これらの規定を**統計調査事務の受託者に対しても同様に適用**

3. 統計委員会の設置

基本計画案など法律の定める事項について専門的かつ中立公正な調査審議を行う**統計委員会**を内閣府に設置

統計法案の概要

現行統計法を全部改正（統計報告調整法を廃止）して、統計調査によって作成される統計のみならず、公的機関が作成する統計全般を対象とした法律に改編

1. 目的（第1条）

公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与

2. 公的統計の体系的整備（第2条～第31条）

- ・ 国勢統計、国民経済計算及び行政機関が作成する統計のうち重要なものとして総務大臣が指定した統計を基幹統計として位置づけ
- ・ 公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画を閣議によって決定することを法定化（おおむね5年ごとに変更）
- ・ 国民経済計算の作成基準をあらかじめ設定・公表することにより、中立性・客観性を確保
- ・ 行政機関が行う統計調査について、総務大臣が審査・承認を行うことにより品質確保や重複是正を図るとともに、報告義務やかたり調査の禁止などの規定を整備することにより、基幹統計を作成するための調査（基幹統計調査）における適正確実な報告を担保
- ・ 統計調査以外の方法により作成される基幹統計について、総務大臣が必要に応じて意見を述べることとすることにより、公的統計全体の体系性を確保
- ・ 行政機関が保有する各種の情報を統計の作成に活用する仕組みを整備することにより、統計作成の正確性や効率性を向上させるとともに、統計調査における被調査者の負担を軽減

3 . 統計データの利用促進と秘密の保護 (第 32 条 ~ 第 43 条)

- ・ 委託に応じた集計による統計の提供や、匿名性の確保措置を講じた調査票情報（匿名データ）の提供に関する規定を整備することにより、学術研究等の需要に対応（提供の対価として手数料を徴収）
- ・ 公的統計の作成に用いられた調査票情報等について、適正管理義務や守秘義務、目的外利用の禁止などの規定を整備するとともに、これらの規定を統計調査事務の受託者に対しても同様に適用

4 . 統計委員会の設置 (第 44 条 ~ 第 51 条)

- ・ 基本計画案など、法律の定める事項について専門的かつ中立公正な調査審議を行う統計委員会を内閣府に設置することにより、公的統計の総合的かつ体系的な整備を推進

5 . 罰則等

雑則 (第 52 条 ~ 第 56 条)

- ・ 公的統計の利用者の利便を図るため、統計の所在情報の提供を義務化
- ・ 法の施行状況を統計委員会に報告するとともに公表

罰則 (第 57 条 ~ 第 62 条)

- ・ 秘密漏えい等に関する罰則の適用対象を行政機関が行う統計調査のすべてに拡大。また、統計調査事務の受託者に対する罰則規定を明確化

施行 (附則第 1 条)

- ・ 公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日
- ・ ただし、基本計画や統計委員会に関する規定等については、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日

民間委託推進に関する検討会議・WGの開催実績

【民間委託推進に関する検討会議】

- 第1回 日時：平成18年11月22日（水）
議題：1 民間委託推進に関する検討ワーキンググループの設置について
2 民間委託推進に関する検討会議における検討事項について
3 今後のスケジュールについて
- 第2回 日時：平成19年3月23日（金）
議題： ガイドライン改正（案）骨子のWG報告

【民間委託推進に関する検討ワーキンググループ】

- 第1回 日時：平成18年11月22日（水）
議題：1 今後のワーキンググループの進め方について
2 検討事項、論点の整理について
- 第2回 日時：平成18年12月20日（水）
議題：1 ガイドライン改定の基本的考え方
2 検証結果の検討の在り方、進め方
- 第3回 日時：平成19年1月17日（水）
議題： 公共サービス改革法に基づく民間開放に適する統計調査の整理
- 第4回 日時：平成19年2月1日（木）
議題： 地方公共団体からのヒアリング（青森県、茅ヶ崎市）
- 第5回 日時：平成19年2月15日（木）
議題：1 推進対象業務の範囲及び要件の見直し
2 委託業務の質の確保を図るための方策
- 第6回 日時：平成19年3月1日（木）
議題： 委託業務の適正な実施の確保を図るための方策
- 第7回 日時：平成19年3月12日（月）
議題： ガイドライン改定（案）骨子の審議

「統計調査の民間委託に係るガイドライン」改定（案）の骨子

現行ガイドライン	ガイドライン改定（案）の骨子
<p>はじめに</p> <p>各府省は、統計調査の民間委託について、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）その他の行政改革の取組や累次の政府決定を踏まえ、その推進に取り組んできているところであり、業務の簡素化・合理化の観点から、今後、一層の推進が求められている。</p> <p>このため、「統計行政の新たな展開方向」（平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議申合せ）において、報告者の信頼確保に重点を置いた統計調査の民間委託に係るガイドラインを作成することとされた。</p> <p>本ガイドラインは、当該申合せに基づき、統計法（昭和22年法律第18号）又は統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づき各府省が実施する統計調査（指定統計調査、承認統計調査及び届出統計調査）に係る業務を対象として、民間委託の推進対象業務の範囲等及び民間委託を実施するに当たって報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置を、以下のとおり定めるものであり、各府省は、本ガイドラインを踏まえ、所管の統計調査について、包括的民間委託を含め一層の民間委託を推進するものとする。</p> <p>なお、政府における統計調査の民間委託に関する今後の検討状況等を踏まえ、必要に応じ、本ガイドラインを改定することとする。</p>	<p>はじめに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各府省は、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」、「統計行政の新たな展開方向」に基づき作成された本ガイドライン等を踏まえ、包括的民間委託を含め一層の民間委託の推進が求められているところ。 ・ 「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」、公共サービス改革法に基づく「公共サービス改革基本方針」において、各府省は、統計調査の民間開放（官民競争入札、民間競争入札その他の民間開放）の実施に向けた取組を速やかに推進することとされているところ。 ・ 本ガイドラインは、報告者の秘密の保護と信頼の確保を図りつつ、統計調査の民間開放の手法と環境整備を新たに定めるとともに、民間委託を一層推進し、質の維持・向上と適正かつ確実な実施の確保等を図る観点から、民間委託の推進対象業務の範囲等及び各府省が講ずべき措置について改定するもの。 ・ 本ガイドラインは、統計調査の民間委託を推進するため、各府省が講ずべき措置について標準的な指針を示したもの。
<p>民間委託の推進対象業務の範囲等</p> <p>各府省が、民間委託の推進対象とする業務の範囲及びその要件については、次のとおりとし、各府省は、これらを踏まえ、経費の措置状況を勘案しつつ、民間委託が可能な、かつ関連する複数の業務を組み合わせ、これらを民間機関に委託するものとする。</p> <p>1 国の行政機関の中核的な知識・能力を必ずしも要しない次表に掲げる業務を民間委託の推進対象業務とする。なお、これら以外の業務についても、必</p>	<p>民間委託の推進対象業務の範囲等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「国の行政機関の中核的な知識・能力を必ずしも要しない」との書きぶりについては、最適化計画や民間委託推進対象業務の位置づけ、範囲等と

現行ガイドライン	ガイドライン改定(案)の骨子																													
<p>要に応じ、民間機関に委託し、民間機関の専門的知識、能力等を活用するものとする。</p>	<p>の関係を踏まえ整理。</p>																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="226 363 528 403">統計調査業務の機能</th> <th data-bbox="528 363 1059 403">民間委託の推進対象業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="226 403 528 448">企画</td> <td data-bbox="528 403 1059 448">標本設計における層化、抽出</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 448 528 580" rowspan="3">実査準備</td> <td data-bbox="528 448 1059 493">調査区設定における地図作成、現地踏査</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 493 1059 537">用品準備における用品発送</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 537 1059 580">広報における広報実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 580 528 756" rowspan="4">実査</td> <td data-bbox="528 580 1059 625">調査票記入(他計式)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 625 1059 670">調査票配布(自計式)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 670 1059 715">調査票収集(自計式)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 715 1059 756">調査書類検査・提出</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 756 528 1150" rowspan="6">審査</td> <td data-bbox="528 756 1059 801">調査書類受付</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 801 1059 845">書類検査</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 845 1059 890">分類符号付けにおける符号付け、検査</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 890 1059 935">データ入力</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 935 1059 1067">データチェックにおけるチェックプログラム作成、形式チェック、論理チェック、データ修正</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1067 1059 1150">疑義処理における疑義票作成、問合せ、結果記載、処理</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 1150 528 1283" rowspan="3">集計</td> <td data-bbox="528 1150 1059 1195">集計プログラム作成</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1195 1059 1240">演算</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1240 1059 1283">結果表作成</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 1283 528 1374" rowspan="2">分析・加工</td> <td data-bbox="528 1283 1059 1327">分析・加工プログラム作成</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1327 1059 1374">演算</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 1374 528 1437">公表・提供</td> <td data-bbox="528 1374 1059 1437">報告書刊行における発送</td> </tr> </tbody> </table>	統計調査業務の機能	民間委託の推進対象業務	企画	標本設計における層化、抽出	実査準備	調査区設定における地図作成、現地踏査	用品準備における用品発送	広報における広報実施	実査	調査票記入(他計式)	調査票配布(自計式)	調査票収集(自計式)	調査書類検査・提出	審査	調査書類受付	書類検査	分類符号付けにおける符号付け、検査	データ入力	データチェックにおけるチェックプログラム作成、形式チェック、論理チェック、データ修正	疑義処理における疑義票作成、問合せ、結果記載、処理	集計	集計プログラム作成	演算	結果表作成	分析・加工	分析・加工プログラム作成	演算	公表・提供	報告書刊行における発送	<ul style="list-style-type: none"> 推進対象業務については、民間委託の実績を踏まえ、拡大を図る。
統計調査業務の機能	民間委託の推進対象業務																													
企画	標本設計における層化、抽出																													
実査準備	調査区設定における地図作成、現地踏査																													
	用品準備における用品発送																													
	広報における広報実施																													
実査	調査票記入(他計式)																													
	調査票配布(自計式)																													
	調査票収集(自計式)																													
	調査書類検査・提出																													
審査	調査書類受付																													
	書類検査																													
	分類符号付けにおける符号付け、検査																													
	データ入力																													
	データチェックにおけるチェックプログラム作成、形式チェック、論理チェック、データ修正																													
	疑義処理における疑義票作成、問合せ、結果記載、処理																													
集計	集計プログラム作成																													
	演算																													
	結果表作成																													
分析・加工	分析・加工プログラム作成																													
	演算																													
公表・提供	報告書刊行における発送																													

現行ガイドライン		ガイドライン改定（案）の骨子
	ホームページ掲載におけるコンテンツ作成、サーバ登録、公開	
	案内・問い合わせ対応における案内情報配信申込受付、配信先登録、配信	
	提供用データ・データベース整備	
その他	情報システムの開発、運用、保守	
<p>(注) 指定統計調査の調査員方式によるものについては、統計法に基づき国・地方公共団体による統計調査員の設置、調査対象者に対する申告義務、実地調査権、罰則等の規定が定められており、民間委託を前提とはされていないことから、慎重な検討を要する。このため、実査については、当面、調査員調査以外の調査方式による指定統計調査及び指定統計調査以外の統計調査に係る業務を民間委託の推進対象業務とする。</p> <p>2 上記1の民間委託の推進対象業務に係る個別の適用に関し、効率性等の観点から、民間委託による業務量の低減効果と、調達、請負機関への説明等のノウハウ移転のための準備等、民間委託に伴い発生する業務量を比較し、民間委託による業務量の低減効果が相対的に大きい場合、統計の作成に関し、迅速性の観点から支障を来さない場合、及び高度な専門的知識・能力、取り扱う情報の高度な秘匿性の観点から統計の精度確保に支障を来さない場合に、民間委託に適合する業務とする。</p> <p>3 統計調査に係る業務においては、国民、企業等の秘密に関する情報や市場に影響を与える情報を取り扱うことから、上記2の民間委託に適合する業務の委託先とする民間機関については、国民に無用の不安や疑義を生じさせ、政府統計全体の信頼性を損なうことがないように、取り扱う情報や業務の特性等に応じて適切に選定するものとする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 指定統計調査の調査員調査方式(法定受託事務を含む。)によるものも民間委託の推進対象業務に追加する。(注書きの削除) 民間委託の推進対象業務に係る個別の適用に関する要件として、統計調査の特性の観点を追加することとしてはどうか。 構成案 - 2 - (1) (委託先の適切な選定)に移行する。

現行ガイドライン	ガイドライン改定（案）の骨子
-	<p>統計調査の民間開放の手法と環境整備（新規）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 統計調査の民間開放の手法 民間開放することとした場合、公共サービス改革法に則って実施する統計調査業務の考え方について、記述。 2 法定受託事務の民間開放に係る環境整備 地方公共団体が民間開放を行うための環境整備（政省令の改正、処理基準等）について、総務省統計局の検討結果を参考に、記述。
<p>報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 秘密の保護の徹底 各府省は、報告者から得られた調査事項等についての秘密の保護の徹底を図る観点から、次の措置を講ずる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各府省が講ずべき措置 <ol style="list-style-type: none"> ア 各府省は、自ら業務に従事する職員等に対し、秘密の保護に関する意識を啓発するための研修又は指導を徹底する。 イ 各府省は、契約前に、委託候補業者（委託業務の入札に参加しようとする者）から、秘密の保護に関する規程等を提出させ、その内容を確認する。 ウ 各府省は、委託先が第三者へ業務の全部又は大部分を一括して委託することを禁止することとし、再委託を行う場合には、あらかじめ各府省の承認を得なければならないものとする。 エ 各府省は、派遣労働者に対しても、職員等の場合と同様、秘密保持について厳重な管理・監督を行うとともに、派遣労働者に遵守させるべき事項についてあらかじめ定めておく。 	<p>報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 秘密の保護の徹底

現行ガイドライン	ガイドライン改定(案)の骨子
<p>(2) 各府省が委託先に講じさせるべき措置</p> <p>ア 各府省は、委託先に、職員及び調査員に対し、研修又は指導を通じて秘密保持義務があることについて周知徹底を行わせる。</p> <p>イ 各府省は、委託先に、職員及び調査員に対し、秘密保持についての厳重な管理・監督を行わせる。</p> <p>ウ 各府省は、委託先に、調査員が報告者と直接接する業務に従事することを踏まえ、業務上知り得た事項について、いかなる理由があっても、また、受託期間であるか否かを問わず、決して第三者に漏らさないことを内容とする秘密保持に関する誓約書を調査員から徴させる。</p>	<p>(2) 各府省が委託先に講じさせるべき措置</p> <p>「調査票情報等により委託先の職員及び調査員自身が不正な利益を得ないこと」及び「再委託する場合には、再委託先の職員等に対しても秘密保護の徹底を図り、厳重な管理監督を行うよう指導すること」を新たに盛り込むこととする。</p> <p>(案)</p> <p>ウ 各府省は、委託先に、調査員が報告者と直接接する業務に従事していることを踏まえ、業務上知り得た事項について、いかなる理由があっても、また受託期間であるか否かを問わず、決して第三者に漏らさないこと及び自己又は第三者の不正な利益を図る目的で利用しないことを内容とする秘密保持に関する誓約書を調査員から徴させる。</p> <p>エ 各府省は、委託先が第三者へ業務の一部を再委託する場合には、委託先に、上記ア～ウと同様の措置を再委託先に対して行わせる。</p>
<p>2 報告者の信頼の確保</p> <p>各府省は、委託業務に関する報告者の信頼の確保を図る観点から、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 委託先の適切な選定</p> <p>各府省は、委託先の選定に当たって、次について確認する。</p> <p>ア 各府省は、各府省大臣官房会計課長(全府省統一資格)から通知された等級決定通知書(写)等により、委託候補業者の競争参加資格を確認する。</p>	<p>2 報告者の信頼の確保</p> <p>(1) 委託先の適切な選定</p> <p>- 3の記述を追加することとする。</p> <p>(統計調査に係る業務においては、国民、企業等の秘密に関する情報や市場に影響を与える情報を取り扱うことから、委託先とする民間機関については、国民に無用の不安や疑義を生じさせ、政府統計全体の信頼性を損なうことがないように、取り扱う情報や業務の特性等に応じて適切に選定するものとする。)</p> <p>より高い質の維持・向上と適正かつ確実な実施の確保等を図る観点から、総合評価落札方式による一般競争入札を積極的に活用することとする。</p>

現行ガイドライン	ガイドライン改定(案)の骨子
<p>イ 各府省は、次の事項を中心に、委託候補業者の業務遂行能力等を確認する。</p> <p>委託業務を遂行するために必要な実施体制</p> <p>委託業務を遂行するために必要な知識・能力等を有する要員の確保状況</p> <p>委託業務を遂行するために必要なセキュリティ対策の実施状況</p> <p>なお、過去の統計調査に係る業務の受託実績がないことを理由に、委託候補業者から外すことはしないものとする。</p>	<p>委託候補業者の業務遂行能力等をより明確に記載することとする。 (案)</p> <p>委託業務を遂行するために必要な知識・経験・能力等を有する要員の確保状況</p> <p>委託業務を遂行する能力等に係る資格・認証等の保有状況</p> <p>委託先の選定に当たっては、原則として過去の受託実績を問わないものとするが、必要に応じて配慮することとする。</p>
<p>(2) 調査票等の管理の徹底</p> <p>各府省は、調査票等(注)の管理を必要とする業務の委託に当たって、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 各府省は、次の事項について委託先との間であらかじめ定めておく。</p> <p>調査票等の受払い、搬送、保管の方法等に関する事項</p> <p>調査票等の複写、貸与及び提供の禁止に関する事項</p> <p>調査票等の集計作業過程で作成し、不要となったデータの消去及び入出力媒体の廃棄に関する事項</p> <p>イ 各府省は、委託先に、調査票等の使用、保管及び処分等に当たって、紛失、漏えい等が生じないよう善良なる管理者の注意をもって、調査票等の適正な管理を行わせる。</p> <p>ウ 各府省は、調査票等の適正な管理のため、上記のほか、委託先に、「調査票等の適正な管理のため委託先に講じさせるべき措置」(別紙1)を講じさせる。</p> <p>エ 各府省は、派遣労働者に調査票等を取り扱う作業を行わせる場合には、職員等の場合と同様に、適正な取扱いを行わせるとともに、派遣労働者に遵守させるべき事項についてあらかじめ定めておく。</p>	<p>(2) 調査票等の管理の徹底</p> <p>本ガイドラインで定義付けられている「調査票等」を統計法改正案で定義付けられている「調査票情報等」に見直すこととする。</p>

現行ガイドライン	ガイドライン改定（案）の骨子
<p>(注) 本ガイドラインにおいて、「調査票等」とは、統計調査によって集められた調査票及び報告徴集によって得られた統計報告(被調査者又は報告を求められた者(以下「被調査者等」という。)ごとに申告内容を判別することができる形で申告内容が記録されたものをいう。)並びにその他の関係書類(調査対象名簿、調査対象地図その他の調査関係書類等で被調査者等の識別を可能とするものをいう。)をいう。</p>	
<p>(3) 業務の実施状況の適切な確認</p> <p>各府省は、委託業務の実施状況について、次のとおり、適切な確認を行うとともに、必要があると認めるときは改善措置を講ずる。</p> <p>ア 各府省は、委託先における業務の実施状況について、定期的に又は随時、監査を行うこと等により確認する。</p> <p>郵送調査・オンライン調査方式による統計調査については、次の事項を中心に確認する。</p> <ul style="list-style-type: none">) 調査票の誤送付等の状況) 調査項目別の未記入及び不備の状況) 調査期限までの回収状況) 収集したデータ(調査対象名簿、個別データ、集計データ等)の管理状況 <p>調査員調査方式による統計調査については、次の事項を中心に確認する。</p> <ul style="list-style-type: none">) 調査対象の訪問状況) 不在等の場合における再訪問の実施状況) 調査項目別の未記入及び不備の状況) 調査期限までの回収状況) 収集したデータ(調査対象名簿、個別データ、集計データ等)の管理状況 <p>イ 各府省は、上記アのほか、調査票等の偽造・変造や知り得た情報の委</p>	<p>(3) 業務の実施状況の適切な確認</p> <p>業務の実施状況についての具体的な確認事項(督促の実施状況、照会対応の状況等)を追加することとする。</p> <p>モニタリングの具体的な手法については、例示として追加する方向で見直すこととする。</p> <p>(案)</p> <p>ア 各府省は、委託先における業務の実施状況について、定期的に又は随時報告を求めるとともに、監査(報告者に対する確認を含む。)を行うこと等により確認する。</p> <p>委託先に対する内部統制の実施について追加する方向で見直すこととする。</p> <p>(案)</p> <p>ウ 各府省は、委託先に対し、内部における業務の実施状況の把握、管理等を徹底させ、必要に応じてその状況を報告させることとする。</p>

現行ガイドライン	ガイドライン改定(案)の骨子
<p>託先内部における流用等がなされていないことについて委託先から確認を取る。</p>	
<p>(4) その他 各府省は、上記(1)から(3)のほか、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 各府省は、事故又は災害といった報告者の信頼確保の上で問題となる事案が発生した場合、被害の拡大・再発防止のため、委託先に事実関係、再発防止対策について報告させるとともに、これらの公表を行うこととし、公表を行う場合の条件や方法等について、あらかじめ定めておく。</p> <p>イ 各府省は、委託先が各府省との間で定めた事項に違反した場合における契約解除等の措置とともに、当該措置を講じた場合その旨の公表を行うことについて、あらかじめ定めておく。</p> <p>ウ 各府省は、報告者に、いわゆる「かたり調査」(国が実施している統計調査であるなどと称して、報告者から個人情報等を聞き出そうとする調査)ではないかとの疑義を抱かせるなど、統計調査に対する不信感等を持たれないようにするため、以下の対応を行う。</p> <p>実査など報告者と直接接する事務を民間委託により行っている統計調査については、報告者に安心して当該統計調査に協力してもらえるよう、インターネットのホームページ等を活用して、当該統計調査名、委託先の民間機関名、委託業務内容、委託に当たって報告者の信頼確保等の見地から講じた措置等の情報を積極的に公開する。</p> <p>報告者に対する調査の依頼文書等において、委託先だけでなく各府省の連絡先等を明記する。</p> <p>エ 各府省は、報告者が委託先である民間機関に提出した調査票が報告されていることを示すため、調査協力に対する礼状や調査結果等の報告者への送付等に努める。</p>	<p>(4) その他 ア及びイの記載事項については、「5 委託先との契約書等に明記すべき事項」に整理し直すこととする。</p> <p>国庫債務負担行為の活用による複数年契約や損害賠償・かし担保については、必要に応じて記載する方向で検討することとする。</p>

現行ガイドライン	ガイドライン改定(案)の骨子
<p>3 統計調査の適正な実施の確保</p> <p>各府省は、委託業務の質を確保し、統計調査の適正な実施の確保を図る観点から、次の措置を構ずる。</p> <p>(1) 回収率の設定</p> <p>各府省は、実査を委託する場合には、精度を確保するため、達成すべき回収率(努力目標)を必要に応じ設定する。</p>	<p>3 統計調査の適正な実施の確保</p> <p>(1) 回収率の設定</p> <p>試験調査等の結果を踏まえて、さらに検討するが、単に回収率を必要に応じて設定するとの記述だけでは不十分であることから、例えば、調査員調査方式により実施されている統計調査は、高い結果精度が求められることから、次のような措置を講ずることが求められる旨追記する。</p> <p>未記入率、誤記入率など一定の水準を満たしたものを有効な調査票とし、その目標率を明確に規定</p> <p>目標達成ができなかった場合の措置について明確に規定しておくこと</p> <p>実査以外の委託業務については、定量的な目標設定が可能であれば、ガイドラインに盛り込む方向で検討。</p>
<p>(2) 適切な仕様書等の作成</p> <p>各府省は、これまで蓄積してきた知識、技術、ノウハウ等を踏まえ適切な仕様書等を作成することとする。特に実査など報告者と直接接する業務を委託する場合には、次のとおり、仕様書等において必要な事項を定める。</p> <p>ア 郵送調査・オンライン調査方式による統計調査については、次の事項を中心に定める。</p> <p>調査依頼書等の作成方法</p> <p>督促業務の実施方法</p> <p>報告者からの照会や質問への対応方法</p> <p>審査・確認業務の実施方法</p> <p>報告者とトラブルが生じた場合の対処方法</p> <p>イ 調査員調査方式による統計調査については、次の事項を中心に定める。</p>	<p>(2) 適切な仕様書等の作成</p> <p>回収率等の評価指標、委託先の選定に係る総合評価方式の導入等と合わせて必要事項を整理。</p>

現行ガイドライン	ガイドライン改定(案)の骨子
<p>調査員数の確保状況及び管理体制 調査員に対する調査方法等の説明、研修及び指導の実施方法 督促業務の実施方法 報告者からの照会や質問への対応方法 審査・確認業務の実施方法 報告者とトラブルが生じた場合の対処方法 調査員の安全対策</p>	
<p>4 委託業務の検証の的確な実施等 各府省は、次のとおり、委託業務の検証の的確な実施等に関する取組を行い、民間委託の着実な推進を図る。</p> <p>(1) 各府省は、委託業務終了後、当該業務について検証を行うとともに、当該検証結果を今後の業務の委託に当たって活用する。</p> <p>(2) 各府省間で情報の共有化を図り、もって統計調査の民間委託を推進する見地から、各府省間で検討等を行うための場を設け、毎年、開催する。 その際、総務省(政策統括官(統計基準担当))は、各府省における検証結果等を取りまとめ、当該検討等の場に報告する。</p>	<p>4 委託業務の検証の的確な実施等 現行どおりとする。</p>
<p>5 委託先との契約書等に明記すべき事項</p> <p>(1) 各府省が、上記1から3までを踏まえ、委託先と委託業務の契約を行うに当たって、秘密の保護の徹底及び報告者の信頼確保等の観点から、契約書又は覚書等に明記しておくべき必要最小限の事項は、「契約書等に明記すべき事項」(別紙2)のとおりである。</p> <p>(2) 各府省は、委託業務の内容により、上記(1)のほか、次の事項について、契約書又は覚書等に明記する。</p>	<p>5 委託先との契約書等に明記すべき事項 2 - (4)、3 - (2)等を踏まえ整理。</p>

現行ガイドライン	ガイドライン改定(案)の骨子
<p>調査員からの誓約書の徴集に関する事項</p> <p>報告者の信頼確保の上で問題となる事案が発生した場合の公表等の条件や方法等に関する事項</p> <p>契約解除等の措置を講じた場合その旨の公表に関する事項</p> <p>その他委託先が各府省に判断を求めたり、各府省の承認を得なければならない事項</p>	